

登 録 証

建設業法施行規則第18条の6の規定により、下記の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録する。

記

名 称	一般社団法人 日本ウレタン断熱協会
登録番号	36
所在地	東京都中央区日本橋人形町1-10-6
代表者	丸山 和久
事務所の名称	一般社団法人 日本ウレタン断熱協会
事務所の所在地	東京都中央区日本橋人形町1-10-6
登録年月日	令和3年5月10日
事務開始日	令和3年5月10日
有効期限日	令和8年5月9日

登録基幹技能者講習の種目 登録ウレタン断熱基幹技能者

令和3年5月10日

国土交通大臣 赤羽 一 嘉



登 録 証

建設業法施行規則第18条の6の規定により、下記の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録する。

記

名 称	一般社団法人 日本発破・破碎協会
登録番号	37
所在地	東京都中央区日本橋富沢町8番6号
代表者	児島 寛
事務所の名称	一般社団法人 日本発破・破碎協会
事務所の所在地	東京都中央区日本橋富沢町8番6号
登録年月日	令和3年5月10日
事務開始日	令和3年5月10日
有効期限日	令和8年5月9日

登録基幹技能者講習の種目 登録発破・破碎基幹技能者

令和3年5月10日

国土交通大臣 赤羽 一

